

北陸地方整備局建政部
記者発表資料

配布日時	平成30年5月30日
取り扱い	配布を以て解禁

「北陸地方整備局建設業法令遵守推進本部」の活動について

今日の建設業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、建設生産物の品質を確保するとともに、担い手を確保することが重要になっています。

このため、北陸地方整備局において、平成19年4月以降、「建設業法令遵守推進本部（本部長：北陸地方整備局長）」を設置し、建設業における法令遵守の徹底を強化しているところです。

この度、平成29年度の活動結果及び平成30年度の活動方針がまとまりました。

平成29年度の活動結果

1. 推進本部に寄せられた通報等の件数

	平成29年度	平成28年度
駈込みホットライン	21件	23件
一般電話等	14件	6件

2. 建設業者に対する立入検査等の実施件数

	平成29年度	平成28年度
大臣許可業者	40件	40件
知事許可業者	32件	32件

※知事許可業者に対する立入検査は新潟県・富山県・石川県のそれぞれと合同で実施しました。

3. 監督処分・勧告の実施概要

	平成29年度	主な処分事由（内訳）	平成28年度
許可取消	0件		0件
営業停止	2件	国家公務員法違反 1件、贈賄 1件	3件
指示	0件		1件
勧告	21件	下請契約の締結について 14件、追加・変更契約について 8件、下請代金の支払について 4件など	16件

※1件の監督処分・勧告には、複数の項目が含まれることがあるため、件数と内訳は一致しません。

【配布先】 新潟県政記者クラブ 新潟県政記者クラブ 富山県政記者クラブ 石川県政記者クラブ その他建設専門紙	【問い合わせ先】 国土交通省 北陸地方整備局 建政部 建設業適正契約推進官 小柳（おやなぎ） 建政部 計画・建設産業課 課長補佐 青木（あおき） TEL：025-370-6571 Fax：025-280-8746
--	---

平成30年度の活動方針

建設業の現状を鑑みると、依然として不適切な契約手続き等を原因とするトラブルが存在しており、更なる法令遵守の徹底に向け、建設業法令遵守ガイドラインの周知をはじめとする各種取組を継続する必要があるため、北陸地方整備局建設業法令遵守推進本部の平成30年度活動方針を以下のとおり定めました。

1. 法令違反情報等の収集

法令違反に関する情報受付窓口である「駆け込みホットライン」、社会保険加入対策など各種建設業に関する相談窓口である「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の周知を図り、利用促進に努めます。

2. 立入検査の実施

- 「駆け込みホットライン」等に寄せられる通報や相談の内容、下請取引等実態調査の結果に基づき選定した業者に対し優先的に立入検査を実施します。
- 社会保険加入に必要な原資となる法定福利費が下請取引において必要経費として適切に確保されるよう、法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書）の活用状況や見積において提示された法定福利費を尊重した契約締結及び支払がなされているか等の状況を確認します。
- また、昨年度、国土交通本省において実施された「社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査」において、民間発注工事では公共工事と比べ、法定福利費を確保できている工事の割合が少ない傾向にあることから、民間工事受注割合の高い建設業者を中心に立入検査を行い、社会保険加入を推進するための周知に努めます。
- 安全衛生経費の確保に係る取扱いについて周知に努めます。
- 建設業法令遵守ガイドラインの改訂（平成29年3月）を受け、下請代金はできる限り現金払いとすることの周知に努めます。
- 平成31年10月に予定されている消費税率引き上げに向け、消費税の円滑かつ適正な転嫁が図られるよう、下請取引において消費税額を見込んだ適正な価格による契約締結を行うよう周知に努めます。

3. 建設業取引適正化推進月間の取組及び関係機関との連携

建設業取引適正化推進月間（毎年11月）について幅広い周知に努めます。

また、当該期間中には、建設業者を対象とした講習会の開催、県知事許可業者に対する合同立入検査の実施など関係機関との連携強化に努めます。